

講 演

国際訴訟法における新たな展開

ダグマー・ケスター＝ヴァルチェン

勅使川原和彦 訳

- I ブリュッセル条約以降の新しい事項
 - 1 権限変更とその帰結
 - 2 ヨーロッパ民事訴訟規則の意義
 - 3 婚姻事件等に関する規則，いわゆるブリュッセル II a 規則と，ハーグ子供保護条約
 - 4 さらなる新たな法的行為およびプラン
- II ハーグ以降の新たな展開
 - 1 ハーグ管轄プロジェクトの展開
 - 2 現在の草案による裁判籍（管轄地）選択

I ブリュッセル条約以降の新しい事項

1 権限 (Kompetenz) 変更とその帰結

アムステルダム条約⁽¹⁾の発効によって，民事事件における司法上の協働作業に関する措置は，いわゆる3番目の柱から第1番目の柱へと格上げされた。これが意味するところは，ヨーロッパ共同体が，いまや，国際的かつ国々を跨るような諸問題，かつまたEUの域内市場が摩擦なく機能するために不可欠である限りでは，純然たる国内問題においても立法権限を手に入れた，ということである。共同体に属する諸機関は，規則 (Verordnung)，命令 (Richtlinie)，決定 (Entscheidung) を通じて，すでにそれを利用している。政治的

(1) 1997年10月2日のアムステルダム条約 (ABIEG 1997 C 340 S. 1, BGBl 1998 III 368)。

なプログラム⁽²⁾では、司法上の協働作業という共同体法上のテーマは部分的に具体化されており、いくつかの場面では予定時期が示されている⁽³⁾。同時に、この EU の規制権限についてのシステム変更が意味するのは、いまや、EU 構成国の高権に抵触する国際訴訟法の諸問題もまた直接的に EU によって規制されうる、ということである。例えば、構成国の主権は、別々の国の裁判所間の直接のやりとりの指示ないしその実現を（もはや）妨げないのである。したがって、いまや、ある EU 構成国の裁判所から他の構成国の裁判所への訴訟事件の直接的な移送、あるいはまた、あらゆる構成国における一つの債務名義の執行力を、直接に EU が指令することが可能なのである⁽⁴⁾。この（EU 全域で有効となりうる）債務名義の執行力について、EU は、ヨーロッパ執行名義というものを作って利用しようと目論んでおり⁽⁵⁾、その最初のものは、改訂が予定されている婚姻に関する EU 規則（EheVO [Brüssel II a] 通称ブリュッセル II と呼ばれる、離婚関係の裁判管轄及び判決の承認執行に関する条約）の新しいバージョンで規定される⁽⁶⁾。

さらにシステム変更は次のようなことを結果的にもたらす。すなわち、国際的な訴訟法の領域においては（おそらくは国際私法においてもまた）、共同体は権限外（Außenkompetenz）となる、ということである。共同体が司法上の協働作業の領域で構成国のための国際協定を独占的に署名・批准できるのはどの範囲においてか、ということに関しては目下なお非常に争われているところである。議論されているのは、個々の構成国じしんにも重疊的な管轄権限が

(2) Wiener Aktionplan ABIEG 1999 C 19 S. 1; Tampere における到達点については、NJW 2000, 1925に抜粋あり; Maßnahmenprogramm zur Umsetzung des Grundsatzes der gegenseitigen Anerkennung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABIEG 2001 C 12 S. 1.

(3) 諸問題についての詳細については、以下を参照。Kohler, FamRZ 2002, 709; Heß, NJW 2000, 23; R. Wagner, IPRax 2003, 2344; Koch, JuS 2003, 105; Schack, ZeuP 1999, 805; Basedow, FS Lorenz 2001, 463.

(4) R. Wagner, IPRax 2002, 75, 86.

(5) Vgl. Vorschlag für eine Verordnung des Rates zur Einführung eines Europäischen Vollstreckungstitels für unbestrittene Forderungen ABIEG 2002 C 203 S. 86. これについては、Jayme/Kohler, IPRax 2002, 461, 465; R. Wagner, IPRax 2002, 75; Coester-Waltjen, FS Beys, 2003, Bd. 1, S. 183 ff. 参照。

(6) Art. 15 Brüssel II a VO, vgl. ABIEG 2002 C 203 E S. 155.

認められるか、という点である⁽⁷⁾。まず1996年のハーグ児童保護条約(KSÜ)において採択されたのは、この条約にはすべての構成国が署名する、ということであった。ルガーノ条約⁽⁸⁾を、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認執行に関するEU規則(EuGVVO)に適合させるにあたっては、少なくとも欧州委員会とEU構成国とが密接に協調することで、その適合を助長している⁽⁹⁾。欧州理事会は、この権限分配問題について、EG(ヨーロッパ共同体設立基本条約)300条6項およびVerfO/EuGH(EuGH訴訟規則)107条2項に基づいて鑑定するようEuGHに求めた。

EUの直接的な規制権限がもたらすさらなる帰結は、EuGHの直接的な解釈権限である。これは、EG 68条1項ないしEG 234条から明らかになる。それによれば、共同体法上の法的行為の解釈についての先行判決手続は、まず内国の審級が尽きてからようやく行うことができる⁽¹⁰⁾。

最後に考慮しなければならないのは、司法上の協働作業に関する共同体の法的行為は、アムステルダム条約におけるデンマークの特殊な地位からみて、デンマークには効力が及ばない、ということである⁽¹¹⁾。したがって、共同体内

(7) これについては、*Jayme/Kohler*, IPRax 2002, 461, 469; *Tebbens*, in: Systemwechsel im europäischen Kollisionsrecht, Fachtagung der Bayer-Stiftung für deutsches und internationales Arbeits- und Wirtschaftsrecht am 17./18. 5. 2001, 2002, S. 171, 184参照。共同体の専属権限に賛成するのは、*Heß*, NJW 2000, 23, 30.

(8) 1988年9月16日のルガーノ条約。この条約は、EUの構成国(デンマークを除く)とノルウェー、スイス、アイスランド、ポーランドの間で効力を有している。

(9) この点については、*R. Wagner*, NJW 2003, 2344, 2348.

(10) ヨーロッパ民訴条約(EuGVÜ)の解釈に関するプロトコル(Auslegungsprotokoll)2条によれば、(最高裁までいかなくても)上級裁判所(Obergericht)でも、先行判決請求のためにEuGHに事件を付託可能であった。権利保護の提供のこうした遅延化を批判するのは、*Heß*, NJW 2000, 28.

(11) アムステルダム条約に付随するデンマークの地位に関するプロトコル(ABIEG 1997 C 340 S. 101)1条によれば、民事事件における司法的協働に、デンマークは参加しない。同様にアムステルダム条約に付随するプロトコルにおいて規定されている、連合王国(イギリス)とアイルランドの特別な位置づけは、ここでは何の役割も演じない。というのも、両国はこれまで、当該プロトコルの3条で可能とされる、この領域で出される規則(Verordnung)の承認と適用への参加を、宣言しているからである。

では、国際的な訴訟法の領域で別々の規制が適用されることになる。以下で構成国が話に上がる際には、デンマークを除いた全構成国のことだと思っていたいただきたい。

2003年2月1日のニース条約の発効によって、さらに共同体の諸機関の内部でも、権限の拡張が生じている。欧州議会は、いまや欧州理事会と並んで、EG 25条1項・67条1項および5項により共同決定権を持っている。さらに、各構成国のイニシアティブの権利（発案権）は、制限されている⁽¹²⁾。ちなみに、東ヨーロッパ・南ヨーロッパから10の国々のEUへの新加盟が間近に迫っているが、この加盟によって、既に加盟条約への署名（2003年4月17日）以降、新規加盟予定国はすでに理事会のワーキンググループのオブザーバーの地位を手に入れており、それと同時に、将来に向けて、新たな理想と、他方またコンセンサス形成においてより大きな困難とを生じる可能性を、結果としてもたらすことになった。

2 ユーロッパ民事訴訟規則 (EuGVVO) の意義

これまでヨーロッパの国際民事訴訟法のいわば「フラッグシップ」であった、いわゆる EuGVÜ（「ヨーロッパ民事訴訟条約」）ないし（民事及び商事事件における裁判管轄および裁判の承認執行に関する）ブリュッセル条約は、2002年3月1日からは、EUの各加盟国とデンマークとの間ではなお通用するが、デンマークを除いた国々では、それを若干だけ内容的に変更した EuGVVO（「ヨーロッパ民事訴訟規則」：民事及び商事事件における裁判管轄および裁判の執行に関する EU 理事会規則）に置き換えられた。これは、EG 61条c号および65条に基づく権限の行使により EU 理事会が出した規則である。内容的な変更はというと、EuGH（ヨーロッパ（最高）裁判所）の判例を一部考慮に入れ、その法的行為を自律的に規定する領域を拡大し、かつ執行宣言の簡素化をもたらしている。国際裁判管轄の分野では、ごくごくわずかな変更がなされたに過ぎない。EuGVÜ 5条1号の義務履行地の裁判籍の規定は、極めてたくさん EuGH から判決が出される原因になっていたが、事件の大部分を占める義務履行地の問題を自律的に規定することによって、かつま

(12) EU に関する条約、ヨーロッパ共同体設立に関する諸条約並びにこれに関連する法律文書を改正する2001年2月26日のニース条約（ABIEG 2001 C 80 S. 1; BGBI 2001, II 1666）。

た労働事件を切り離すことによって、改正された。労働事件は、いまでは、消費者および保険事件に引き続いて第5章で、いわゆる「半強制的」裁判籍として規定されている⁽¹³⁾。EU規則に適合させる際の、よりわずかな改正は、とりわけ不法行為地の裁判籍と管轄の合意の規制の場面でなされている。すべてのEU構成国に同様に通用する法を作出しようとするEuGVVOの傾向に合っているのが、EuGVVO 30条の訴訟係属の自律的規定である。従前のヨーロッパ民訴条約の規定やそれについて下された裁判例から生じる難点・不都合、すなわち裁判所への不公正な（訴訟係属獲得）競争は、これによって制限されるであろう。

ここであと指摘しておくべきなのは、しばらく前に、EuGVÜ（今はEuGVVO）が、EU外の第三国の原告にも適用があることを、EuGHが認めている、という点である⁽¹⁴⁾。したがって、日本の原告が、EUの構成国の一つでEUのある構成国の当事者を相手に訴えを提起しようとする場合、EuGVVOを顧慮しなければならない。

3 婚姻事件等に関する規則（EheVO 婚姻事件および配偶者間の共通の子の親権に関する事件における裁判管轄および裁判の承認と執行に関するEU理事会規則）、いわゆるブリュッセルII a 規則と、ハーグ子供保護条約（KSÜ）

すでに2001年3月から、婚姻事件等に関するEU規則（EheVO）が施行されている。これは、婚姻事件およびそれに関連する親による監護に関する事件における、国際裁判管轄および裁判の承認と執行を規定したものである。この規則は、まもなく（2004年7月1日より）、より包括的な規制手段である、い

(13) もっとも、半強制的（halbzwingend）裁判籍としての表示は、極めて問題である。というのは、EuGVVO 18条ならびに19条の労働者寄りの裁判籍とEuGVVO 2条による普通裁判籍ならびに5・6・7条による特別裁判籍は、なるほど管轄合意によってのみ、ごく制限的に失効させられるが、しかし他面、この管轄規則違反は、一保険事件と消費者事件の管轄規則違反と異なり一承認拒絶事由ではないのである。この点につき、Coester-Waltjen, Jura 2003, 320, 325参照。

(14) EuGH vom 13. 7. 2002, C 412/98-Group Josi Reinsurance Company SA/Universal General Insurance Company, Slg 2000 I 5925. 第三者効についてはすでに、Coester-Waltjen, FS Nakamura 1996, 89; Geimer, IPRax 1991, 34が扱っている。

わゆるブリュッセルII a 規則に置き換えられることになっている。新しい規則においては、まず、一これまでの婚姻事件等に関する規則 (EheVO) のように一、婚姻事件における国際裁判管轄および裁判の承認と執行が、規定されている⁽¹⁵⁾。この規則に追加的に包含されるのが、親の責任に関するあらゆる事件についての管轄ルールである。その適用範囲は、配偶者間の共通の子供たち、婚姻をなした両親の子供たち、およびその関連事件に制限されるものではなく、もはやない。しかし、たとえ配偶者間または両親と子供の間のものであっても、認知問題や扶養事件、財産法上の事件を含むものでもない。この規則は、(各構成国の国内での) 子供連れ去りについての特別な規定、および子供の面接交渉権と引渡しについての裁判の執行に関する特別な規定を含んでいる。フランスによって提案された面接交渉権についての規則の草案を、規制範囲の中に採り入れたのである。この拡張された規則の発効と同時に、すでに構成国全てが署名した1996年の子供の保護に関するハーグ条約(親の責任および子どもの保護のための措置に関わる管轄権、適用可能な法、承認、執行および協力に関するハーグ条約)は、EU 構成国において発効するものと見込まれている。ブリュッセルII a 規則と規制対象がよく似ているこの条約は、準拠法の規定に関するものではあるがそれを超えており、ただ適用範囲に関する限りは(ブリュッセルII a 規則61条1項f号)、むしろブリュッセルII a 規則の後ろに後退してしまっている。同じことは、ハーグ児童連れ去り条約についてもいえる(ブリュッセルII a 規則61条1項e号)。国際訴訟法上並行して存する多くの法的手段が、法適用者にとって対応を困難にしている⁽¹⁶⁾、ということ度を外視しても、ブリュッセルII a 規則の適用範囲は、そんなに綺麗に輪郭が画されているわけではないように思われる⁽¹⁷⁾。本質的には、ブリュッセル

(15) これについては、以下の文献参照。Polyzogopoulos, in Gottwald, Aktuelle Entwicklungen des europäischen und internationalen Zivilverfahrens, 2002, 163 ff.; Kohler, NJW 2001, 10, 14; Gruber, FamRZ 2000, 1129; Spellenberg, ZZPInt 6 (2001) 109 ff.; ders., FS Geimer, S. 1257; Schack, RabelsZ 65 (2001) 623.

(16) Vgl. Coester-Waltjen, FS Geimer 2002, 139 ff.

(17) ブリュッセルII a 規則11条によれば、ある構成国における従前の常居所にいた子供が別の国(法文上は、他の「構成国」である必要はない)に連れ去られた場合、一定の要件のもとで、*perpetuatio fori*(管轄恒定)が生じる。しかし、後者の国が、EUの構成国ではないが、KSÜの締約国である場合、KSÜ 5条2項・7条によれば、国際裁判管轄に関する別の規則が効力を有することになる。

ルII a 規則のルールは、子供保護条約やハーグ児童連れ去り条約の諸々の規定に範を採ったものである。基本的に、子供の常居所地の裁判所が管轄権を有する。子供の違法な連れ込みは、児童の連れ去りとして、可能な限り包括的に取り消されるし、子供の引渡し（Rückgabe）は、非常に困難な（加重された？）要件のもとでのみ拒絶されうる。同じ基本理念ではあるが、しかしそれでもなお、造りはややばらばらである。注目すべきは、例えば、連結点は認められるが事件に極めてわずかな関連性しかないという場合に、子供保護条約8条では例外として規定されている裁判所の無管轄宣言は、ブリュッセルII a 規則では15条で考え方として採り入れている。そこでは、一定程度、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を承認することが表明されている。ブリュッセルII a 規則15条は、無管轄宣言というよりむしろ、他の構成国の裁判所への直接的な移送を規定している。ここで改めて示されるのが、アムステルダム条約で規定された権限移譲である。EUは、固有の高権によって、理事会規則という方法で、ある構成国の裁判所が、他の構成国の裁判所に拘束力のある移送を命じる、という可能性を認めた。こうした、（管轄権が自分に認められるにもかかわらず）活動を見合わせるという、ヨーロッパの大陸法では目新しい可能性と並んで、提案は、限られた範囲ではあるが責問権のない応訴という意味での裁判管轄の「承認」を規定する（12条。「裁判管轄に関する合意」という表題）限りでも、刷新をもたらしている。

さらに、特に強調したいのは、ブリュッセルII a 規則は、児童連れ去り事件について、引渡期間（返還期間）を短く規定しており（1ヶ月。ブリュッセルII a 規則22条）、かつ、引渡しに応じる意思のない親権者（Träger elterlicher Verantwortung）には仮処分申立人の役割を迫る、ということである。仮処分命令を求めるこのような申立てがない場合、引渡し請求には即座に従わせなければならない。さらに、ブリュッセルII a 規則は、常居所地の国において監護権に関する事件につき即座に改めて再審を行なうことを規定している（23条）。ここで以下のことが示されていることは明白である。すなわち、ハーグ児童連れ去り条約の適用から生じた経験から、規則の草案は知恵を得ており、かつ、望ましい「効果的な」児童保護への興味深い新たな方法を明示している、ということである。構成国の主権の主張には触れられていないので、様々な構成国における裁判所の協力義務は、より効果的に形作ることができる（55条参照）。

4 さらに新たな法的行為およびプラン

ヨーロッパ破産規則⁽¹⁸⁾の公布によって、ヨーロッパ連合(EU)は、何年か前から計画中だった、破産手続に関するヨーロッパ条約⁽¹⁹⁾から理念を引き継いだ。同規則は、破産手続の開始に関する国際裁判管轄、他の構成国における手続の承認、および準拠法について規定している。普遍主義が基本に置かれており、それに応じて、破産手続(主手続)は、外国に所在している債務者の財産もまた対象に包含している一もつとも、属地主義的な並行破産手続・従手続の例外もあるが⁽²⁰⁾一。ドイツの立法者は、国際破産法を改正するための法律(Gesetz zur Neuregelung des internationalen Insolvenzrecht)⁽²¹⁾において、国際破産法に関する一般的な規定とともに、このEU規則を導入した。

EUの立法者のこれまでの法的行為のうち、残りは、本質的には、国家間の問題領域に関わるものである。ここには、民事及び商事事件についてのヨーロッパの司法ネットの設立に関する理事会の決定(Entscheidung)⁽²²⁾が含まれており、そこでは裁判所間の協力および広報を改善するものとされている。これは、すべての構成国でのアクセス場所の設置、および公衆に対するEUの活動に関する詳細な情報提供により行なわれる⁽²³⁾。こうした非常に一般的な内容を持つ法的行為のために政治的な基準が具体化されたのは、国家間の送達に関する規則⁽²⁴⁾、証拠調べに際しての共助に関する規則⁽²⁵⁾、および国境を越え

(18) 2002年5月31日施行の、破産手続に関する規則(Verordnung Nr. 1346/2000), ABIEG v. 30. 6. 2000 L 160/1.

(19) 1995年11月23日の破産手続に関するヨーロッパ条約(ZIP 1996, 976 参照)。なお、Istanbuler Europäische Übereinkommen über gewisse internationale Aspekte des Konkurs v. 5. 6. 1990(破産の国際的な面に関するイスタンブール欧州条約)は、ドイツは署名したもの、まだ発効していない。

(20) 詳しくは、Huber, ZJP 114 (2001) 133 ff. 参照。

(21) BGBl 2003 I 345. 2003年3月15日施行。

(22) 2001年5月28日の理事会決定, ABIEG v. 27. 6. 2001. L 174 S. 25.

(23) Vgl. z.B. http://europa.eu.int/comm/justice_home/ejn/index_de.htm

(24) 構成国における民商事事件の裁判上・裁判外の書類の送達に関する、2002年5月29日の理事会規則(Nr. 1348/2000), ABIEG 2002 L 160 S. 37. これについては、Jastrow, NJW 2002, 3382; Lindacher, ZJP 114 (2001) 179参照。

(25) 民商事事件の証拠調べの領域における構成国の裁判所間の共助に関する、2003年1月27日の理事会規則(Nr. 1206/2001), ABIEG 2001 L 174 S. 1.

て関連性を有する事件に際しての訴訟費用救助に関する命令⁽²⁶⁾，である。こうした法的行為によって，一つには，ミニマム・スタンダードという意味で国家間の法交通における実体的ルールが規定され，もう一つには，準拠法が規定されたわけである。

司法共助に関する法交通における従前の法的状況に対して，送達規則は期待を下回って置き去りにされている。職権送達なのか当事者送達なのかという基本問題についての決定も下されておらず⁽²⁷⁾，構成国の逸脱オプションの撤廃もなされていない⁽²⁸⁾。しかしそれでも，脱中央的な，直接の当局交通（Behördenverkehr），すなわち郵便による送達を可能にしているし，かつまた，司法共助法上の「公序（ordre public）」の留保を放棄している。

以上に対してヨーロッパ証拠規則は，協働作業の可能性において，注目すべき進歩を遂げている。というのも，裁判所間の直接の業務交流（2条），現代的なコミュニケーション・テクノロジー（ビデオ電話会議システム）の投入（10条4項），外国における受託裁判所による直接の証拠調べ（もっとも，当事者の任意によるのみ。17条），外国における証拠調べの際の受託裁判所の嘱託員の参加（12条）などが可能になったからである⁽²⁹⁾。ドイツでは，このヨーロッパ証拠規則を，送達規定とともに，ZPO（ドイツ民事訴訟法典）の第11編に「ヨーロッパ連合における司法上の協働作業」というタイトルで導入した⁽³⁰⁾。

EUの立法者は，一連のさらなるプロジェクトをリストアップしている。それは，部分的には国際訴訟法に関わるものであるが，ほとんどはEUが固有のヨーロッパ司法機関を設立しようとするものである。最も前進したのは，争い

(26) Richtlinie 2002/8/EG des Rates v. 27. 1. 2003, ABIEG 2003 L 26 S. 46は，2003年1月31日発効の ABIEU 2003 L 32 S. 15（2004年11月30日までに置き換え）において改訂する。

(27) これについての批判は，Heß, NJW 2001, 19参照。

(28) この点につき，Lindacher, ZZP 114 (2001) 179, 193; Stadler, FS BGH, Bd. 3, S. 674; Heß, NJW 2002, 2418.

(29) ここでの規定のうち，主要な部分は，2004年1月1日施行。

(30) Vgl. BR-Drucks. 239/03 v. 11. 4. 03.

がない金銭債権に関するヨーロッパ執行名義についての準備作業である。ヨーロッパ執行名義とは、一定の要件のもとで下された給付判決が、すべての構成国において、自動的に執行可能となる、というものである。計画中の EU 規則では、判決手続についての一定のミニマム・スタンダード（送達、応訴期間、召喚期間）を予定し、その遵守は、上訴で蒸し返されることなく、かつまた執行裁判所によって再審査されることのない判決裁判所の証明書で、証明される。それと並んで、いくつかのわずかな最低限の要求が執行宣言について定められる予定である。（ヨーロッパのものでも自律的なものでもない）送達規定の遵守の再審査や、公序の留保は予定されていない⁽³¹⁾。類似の方法で各構成国内で扶養費に対する容易な執行が可能にされるべきことを、出発点とすべきである⁽³²⁾。ヨーロッパ督促手続⁽³³⁾の導入に際しては、場合によっては固有の法的救済（上訴）が考えられるし、かつまた、少額事件についてより容易で迅速な和解的解決のための措置⁽³⁴⁾に際しても同様の上訴が場合により考えられよう。ADR⁽³⁵⁾の強化について考える枠内で特別な国際的問題も扱うかどうかをまだ先送りすることは、ありそうもないように思われる。というのも、おそらく人は任意に選択できる調停手続に制限したいものと思われるからである。夫婦財産と相続法の領域では、国際的な手続法的規制を期待すべきである。これについては準備段階にある。本質的には、それは、非訟事件手続に基づく規制の問題となろう。

総じて、こうしたプロジェクトが示すのは、ブリュッセルの立法者が、国際手続法上の諸問題、国家間の司法救助問題、そして純然たる内国法上の手続規制を、民事事件における司法の協働作業の枠内で、共同体法上のテーマに据えた、ということである。まもなく、おそらくは極めて近い将来にも、多様な規制手段が、とりわけ法適用者にとって、一定の方向付け問題をもたらす⁽³⁶⁾。

(31) これについて詳しくは、*Coester-Waltjen*, FS Beys, 2003, Bd. 1 S. 183; *Jayme/Kohler*, IPRax 2002, 461, 465; *R. Wagner*, IPRax 2002, 75.

(32) この点につき、*R. Wagner*, NJW 2003, 2344, 2347参照。個々の点は、前掲ウェブサイト（注23）を参照。

(33) *Schollmeyer*, IPRax 2002, 478.

(34) KOM 2002, 746 endg.

(35) これについては、*Grünbuch*, EuZW 2003, 34参照。従前の命令（Richtlinie）ですでに、代替的紛争処理の重要性は、強調されていた。例えば、電子的法交通に関する命令（2000/31/EG）参照。

(36) *Coester-Waltjen*, FS Geimer 2002, 139; *Schack*, *RebelsZ* 65 (2001) 615, 633.

問題は、ヨーロッパの諸規制を個々の内国法に調和させる際にも存する⁽³⁷⁾。この点は、確実になお幅広い領域で論じられ続けるであろう。

II ハーグ以降の新たな展開

1 ハーグ管轄プロジェクトの展開

民事及び商事事件における国際裁判管轄ならびに裁判の承認と執行に関するワールドワイドな条約は、当初の熱狂と包括的な走り出しの後、今では裁判籍に関する条項へのプロジェクトへと狭まった。現在の草案は、2002年12月に特別委員会に提出された⁽³⁸⁾。この条約草案が目的とするのは、管轄合意された法廷が管轄権を認めることを義務づけられるということにより、裁判管轄の合意を承認しようというものである；管轄権を奪われる法廷は、管轄権の不存在を宣言しなければならず、かつ、（合意で）選択された裁判籍（管轄地）で下された判決はあらゆる締約国で承認されなければならない。諸々の提案は、もっと詳しく考察する価値があるし、とりわけ EuGVVO ないし EuGVÜ/ルガーノ条約の対応する規定との比較をする価値がある。

2 現在の草案による裁判籍（管轄地）選択

現在の草案による条約の適用範囲は、事業主間ないし企業間で締結された管轄合意条項へと縮減されている。「私人」間（消費者間）および消費者と事業主との間の法交通には、この条約は適用されないものとされている。したがって、初めから、国際商取引に限定されているわけである。付言すると、個人の契約上または集積的な性質を有する付随的な労働事件は、適用範囲からは外されている（1条2項）。1条3項では、さらに一連の事件対象が同様に適用範囲から外されているが、もっともその場合に、この制限が承認と執行のみでなく裁判籍（管轄地）選択にも適用されるものか、選ばれた文言はあまり明確で

(37) *Schlosser*, FS Beys, 2003, Bd. 2 S. 1471; *Lindacher*, ZZP 114 (2001) 179, 193の掲げる例参照。

(38) Preliminary document No. 22, Juni 2003, Report on the Work of the Informal Working Group on the Judgements Project, in particular on the Preliminary Text Achieved at its 3rd Meeting, 25.-28. March 2003, prepared by *Andreas Schulz*.—<http://www.hcch.net/e/workprog/jdgm.html>.

はない（「shall not apply to proceedings relating to...」⁽³⁹⁾）。特に、不動産に関する事件、身分に関する事件、扶養に関する事件、夫婦財産に関する事件、相続法に関する事件等は、適用から外されている。ただし、こうした対象の排斥の大方は、すでに適用範囲が企業間の事件に限定されたことから生じている、といえよう。

この草案は、3条において—EuGVVO23条、EuGVÜ/ルガーノ条約17条同様—、管轄合意の要式規定を置いている。この要式規定は、ヨーロッパの法的手段のそれと同一である⁽⁴⁰⁾。

実体的な有効要件に関して、この条約草案は、—ヨーロッパの諸ルール同様—に一何も言明していない。つまり、適用法を指定するための抵触規範もなければ、固有の実体規定もないのである。ただし、草案は、様々な場所で、次のような文言を用いている。すなわち、合意管轄の裁判所（4条1項）、管轄権を奪われた裁判所（5条a号）、または、承認国の裁判所（7条1項a号）は、管轄の合意を「null and void（無効）」とみなすことが出来る、というのである。このことから導き出されなければならないのは、各裁判所は、対応の段階で、自国の国際私法⁽⁴¹⁾に従って、管轄合意に適用される法、ひいては裁判籍（管轄地）選択の有効性をも決定する。それによって、場合によっては、裁判籍（管轄地）条項の有効性の判断に不一致を生じる可能性がある。もっと

(39) 適用領域の配分がここで立案されないことは、草案理由から明らかになる。Report S. 7参照。

(40) これは、日本法におけるルールよりも要式性が厳しいわけではない。Petersen, *Das internationale Zivilprozessrecht in Japan*, 2003, 218参照。

(41) これはすべての締約国で、lex fori（法廷地法）ではない。日本においてもそうである。前掲 Petersen, S. 222が引用する最判1975年11月28日（民集29卷10号1559頁）参照。合意と意思表示の欠缺は、ドイツ法の通説によれば lex causae（準拠法）に従う。Schack, *Internationales Zivilverfahrensrecht*, 3. Aufl. 2003, § 9 Rn. 444; Lindenmayr, *Vereinbarung über die internationale Zuständigkeit und das darauf anwendbare Recht*, 2002, S. 102参照。通説に批判的なのは、Saenger, FS Sandrock, 2000, 807. 適法性の問題については、lex foriに依拠するのが原則である。Schack, IZVR, § 9 Rn. 436参照。主観的範囲については、Geimer, NJW 1985, 533; Yessiou-Faltsi, FS Geimer, S. 1547, 1548; Coreck *Maritime/Handelsveem*, EuGH v. 9. 11. 2000-Rs. 387/98, NJW 2001, 501参照。

も、EuGVVO でほとんど争いのない考えに依拠して、次の点から出発することが許されよう。すなわち、条約は、裁判籍（管轄地）選択じたいの適法性を、条約の適用範囲内で、あらゆる締約国に拘束力あるものとして定めることができ、管轄合意条項の無効は、契約締結の要素的な要件を欠いた場合（例えば、行為能力を欠いた合意などのような）に限り認められる、ということである。しかしその限りでも、別々の裁判所で結論を異にする可能性はある。いかなる範囲で主契約の無効が管轄合意条項をも無効にするのかについては、条約は、同様に何も答えていない⁽⁴²⁾。

しかしながら、有効になされた管轄合意（裁判籍・管轄地の選択）ですら、条約草案では、必ずしもすべての場合に、効力が与えられるわけではない。すなわち締約国の裁判所は、国際的な連関が存在する場合にのみ事情によって当事者の意思を尊重しなければならない。草案は、様々なヴァリエーションで締約国に、争訟の国際性を、裁判籍（管轄地）選択を顧慮するための要件にすることを可能にしている。4条2項が予定しているのは、すべての当事者が当該国に常居所を持つ場合でも、選択された裁判籍（管轄地）は管轄合意条項を必ずしも顧慮する必要はない、ということである。確かに、法廷地国において両当事者の共通の常居所地があるにもかかわらず訴訟事件じたいが国際的な連関を有する可能性はあるが、法廷地国が裁判籍（管轄地）選択についての内国法の適用を留保することが、このケースでは適切とみなされるのである。両当事者が法廷地国に同じ居所を有することによって、通常は法廷地国が適切な法廷地になるのであるから、以上のようなケースには、まず驚かされる⁽⁴³⁾。明らかにここでは、アングロアメリカ法のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法

(42) EuGH は、主契約の有効性とは無関係に、管轄合意の有効性を肯定した。
EuGH v. 3. 7. 1997-Rs. 269/95, *Benincasa/Dentalkit*, Slg 1997 I 3767=JZ 1998, 896.

(43) もっとも、専属管轄の場合（例えば、EuGVVO 22条1号による土地についての使用賃貸借または用益賃貸借）には、これはあてはまらない。その他の点では、EuGVVO の締約国にとっては問題が生じる。というのは、別々の締約国／構成国に両当事者の常居所がある場合には、ハーグ草案の4条2項の例外規定は適用がなく、そのために、管轄合意で選択された裁判所は、裁判籍（管轄地）選択に基づき、(EuGVVO 22条1号による)専属管轄にもかかわらず、ハーグ草案4条1項に従って、管轄権を有するものとみられなければならない。

理にとって、適用範囲は狭くしか開かれていない。同一の締約国に常居所を有する両当事者が、当該手続において下される判決を条約の適用範囲に入れ、それによって他の締約国を原則的承認義務に従わせる手段として、管轄合意条項を組み入れる、ということが、ハーグ条約草案 4 条 2 項の規定によっては妨げられないのである。

当事者意思を顧慮しない合意管轄法廷地 (*forum prorogatum*) の他の可能性は、条約の批准の際になされる留保から生じうる。ハーグ条約草案 15 条は、締約国に、批准の際に以下のことを宣言する可能性を開いている。すなわち、裁判籍 (管轄地) 選択の他には法廷地国と両当事者、あるいは法廷地国と訴訟物との間に何ら関連性を有しない場合には、裁判籍 (管轄地) 選択にもかかわらず、当該国の裁判所が管轄権を有しないことを宣言できる、という可能性である。ここで背景にあるのは、未だいくつかの法秩序で目にかかれる、いわゆる密接な関連性 (*Nahebeziehung*) の要件である。EuGVVO とその前身は、このような要件を意識的に放棄していた。というのは、両当事者に中立の裁判籍 (管轄地) を選択する可能性を開きたかったからである。従前こうした密接な関連性の要件を要求していたいくつかの国の内国訴訟法においても、両当事者の正当な利益に鑑み、その要件は放棄されている⁽⁴⁴⁾。ハーグ条約草案においては、おそらく、少なくとも外国の原告の場合には管轄合意に基づいて管轄権を認めることに比較的抑制的な、米国の影響が表れている⁽⁴⁵⁾。

訴訟事件と両当事者がその法廷地国にのみ関連性を有する場合、法定管轄から外された (*derogierte*) 裁判所が、他の裁判籍 (管轄地) が選択されているにもかかわらず、自分のところの管轄権を肯定する可能性は、ハーグ条約草案

(44) オーストリアについて、*Mayr*, FS Beys, Bd. 2, S. 1933 参照。日本法においても、かかる「密接な関連性」は要件とされていないという。前掲 *Petersen*, S. 232 参照。

(45) *Park*, International Forum Selection, 1995, S. 17 (論者自身は外国の被告を自国の管轄に服させるような非常に広い管轄権ルールに明確に反対する) 参照。なお、とりわけ *Yahoo! Inc. v. Yannick La Ligu, Contre le Rassisme et l'Antisemitism*, 145 F. Sup. 2d 1168 (N. D. Cal. 201) 参照 (この事件では、法廷地国の管轄権が肯定された。というのは、外国の被告が、当地の原告を、当該外国において合衆国およびカリフォルニア州の送達法の助けを借りて訴えたからである)。

の5条2項に規定されている。このような（合意管轄の）制限は、ヨーロッパの法的行為においても⁽⁴⁶⁾、一連の現代の自律的な訴訟法においても、見いだすことができる。ここで背景にあるのは、次のような考慮である。すなわち、そのような状況下において国際的な条約の介入を認めることには誘因がなく、むしろ *forum derogatum*（管轄合意によって管轄権を外された法廷）が、自国の自律的な国際訴訟法によって、管轄合意条項を純然たる国内的な争いにおいて尊重したいか否かを定めるべきである、という考慮である。裁判籍（管轄地）選択は、したがって、効果がないものとする必要はなく、むしろその効果は自律法にのみ従って生じるものであって、国際条約や国際的な法的行為には従わないというものである。

裁判籍（管轄地）選択の効果に対する、*forum derogatum*におけるこうした制限は、首尾一貫するならば次のような可能性につながる。すなわち、純然たる国内訴訟事件を扱う際には、*forum derogatum*で下された裁判は、管轄合意により管轄権があったのに外された（*abgewählt*）法廷地国では、承認を拒絶される、という可能性である。もっとも、条約草案では、こうした承認拒絶は、批准の際に相応の留保が宣言された場合に限り可能としている。締約国がこうした可能性を行使しなかった場合は、その締約国は、選択された管轄地で下された裁判を承認しなければならない（もちろん、他の承認拒絶事由がない限りで）。

したがって、裁判籍（管轄地）選択をする当事者は、その締結の際には、まず、自分たちの管轄の合意が、*forum derogatum*においても *forum prorogatum*においても将来承認国となる可能性のある法廷地においても有効と見なされるか否かについて、極めて厳密に調べるべきであろう。次に調べなければならないのは、ハーグ条約草案15条によれば可能である留保の観点から、合意管轄法廷地が密接な関連性を要求するか否か、または、一当該国に両当事者の常居所地がある場合に一場合によりフォーラム・ノン・コンヴィニエンス

(46) EuGVVO 23条, EuGVÜ/ルガーノ条約17条は、通説によれば、訴訟事件のなんらかの国際的要素を要件としている。*Kropholler, Europäisches Zivilprozessrecht*, 7. Aufl. 2002, Art. 23 Rn. 2参照。しかし通説は、2つの構成国の関連性を要求していない。*Coreck Maritime/Handelsveem*, EuGH v. 9. 11. 2000-Rs. 387/98, NJW 2001, 501参照。

と宣言するか否か、あるいは他の裁判所に（専属的に）管轄権があると認めるか否か、という点である。最後に、純然たる国内法上の訴訟事件である場合には、合意管轄法廷地が、ハーグ条約草案16条による留保を行っていないか否かを調べるべきである。事件が純然たる国内法上の訴訟事件である場合、または密接な関連性を欠く場合でも、例えばさらに別の当事者との関係を通じて、あるいは、他国における又は他国からの商品供給を通じて、相応する国際的な関係が作られうるか否か、を考えることはそんなに突拍子もないことではない。

まさに可能性のある術策という観点からは、「international link」や選択された裁判所への特別な密接関係を要求することは、むしろ疑問が多いように思われる。こうした要件は、効果的かつ正当な利益に役立つことなく、付随的な紛争の原因になりうる。

こうした批判があるにもかかわらず、ハーグ会議が少なくとも管轄合意の領域について、狭い適用範囲の中ではあるが管轄合意への原則的な尊重を規定していること、および、選択された裁判籍（管轄地）で下された裁判の承認と執行を規定していることは、歓迎すべきことである。それによって、司法における相互信頼を築き、かつ、国際的な取引をする当事者に一定の法的安定性を与える第一歩が踏み出されたのである。

* 本稿は、ダグマー・ケスター＝ヴァルチェン教授（Prof. Dr. Dagmar Coester-Waltjen）が早稲田大学比較法研究所主催の2003年10月8日に行なった講演「国際民事訴訟手続の新たな展開」（原題：Neue Entwicklungen im internationalen Verfahrensrecht）の講演原稿の翻訳である。当日の講演で、時間の関係で割愛された部分を含め、訂正や脚注を加えてある。ケスター＝ヴァルチェン教授は、ミュンヘン大学（Ludwig-Maximilians-Universität München）比較法研究所（Institut für Internationales Recht—Rechtsvergleichung—）所長で、昨春まで訳者の在外研究の受入れ元でもあったご縁で、今回の講演開催となった。